

# 入札のながれ

告示日 令和6年11月11日(月) 入札関係資料配布開始  
募集要項及び様式は市ウェブサイトからもダウンロードできます。

## 1. 物件の確認

(1)物件調書を参考に、現地及び諸規制を確認してください。物件は現状引渡しとなります。

## 2. 入札関係書類の提出

【参加申込書受付期間】 令和6年12月3日(火)から12月10日(火)

(土曜日及び日曜日を除く9時00分から17時00分まで)

【受付場所】 茂原市道表1番地 茂原市役所 総務部管財課(庁舎4階)

管財課へ持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留とし、12月10日(火)消印分まで)

(1)入札保証金の納付 所定の納入通知書により最寄りの金融機関窓口から納付してください。

※入札保証金の額は、入札金額の5%以上(円未満切上げ)に相当する金額。

(最低売却価格の5%ではありません。)

(2)領収書の原本を入札日に持参してください。

## 3. 入札及び開札

【入札日時】 令和6年12月18日(水) 茂原市役所5階504会議室

入札物件1 13時00分から

入札物件2 13時30分から

入札物件3 14時00分から

入札物件4 14時30分から

入札物件5 15時00分から

入札物件6 15時30分から

入札物件7 16時00分から

※受付は各物件開始時間の10分前から

## 4. 契約の締結

(1)落札者には入札終了後、契約に必要な書類をお渡しします。

(2)普通財産譲渡申請書を関係書類添付のうえ、令和6年12月25日(水)までに提出してください。

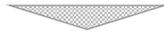
(3)契約の締結は、令和7年1月8日(水)までをお願いします。

※期限までに締結されない場合は、落札は無効となり、入札保証金は茂原市に帰属することとなりますのでご注意ください。

## 5. 売買代金の支払い

(1)売買契約締結時に売買代金の10%以上を契約保証金として納めていただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、市が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日の翌日から起算して30日以内に支払っていただきます。

※期限までに売買代金のお支払いがされない場合は、契約保証金は茂原市に帰属することとなりますのでご注意ください。



#### 6. 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたことが確認されたときに所有権が移転するものとします。
- (2) 土地は現状有姿での引き渡しとなります。
- (3) 所有権の移転登記は、入札参加申込者の名義で行い、売買代金完納後、買受者の請求により茂原市が行います。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。